

電力システム改革は「完遂」したのか

リサーチの背景

2020年4月、大手電力会社に『発送電分離』が義務付けられた。これは、送配電部門を別会社化して、発電や小売りの兼業を原則禁じるものである。広域系統運用の拡大、小売りの全面自由化に続き、9年間に渡る『電力システム改革』を完遂したとされるが、その実効性が問われている。再生可能エネルギーの発電事業者として、日本の電力市場の行方を考える。

作成者: R.K.

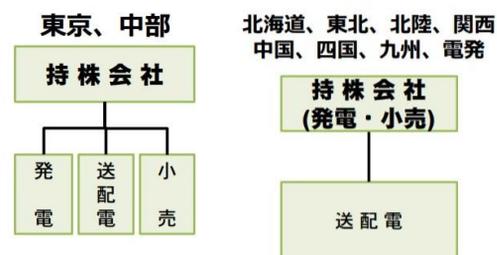
レポートに関する
お問い合わせ:
03-5542-5300
info@sfinter.com

電力システム改革の3段階

2011年	東日本大震災
2015年	広域的運営推進機関設立
2016年	電気の小売り全面自由化
2020年	配送電部門の法的分離

法的分離の2形態

<持株会社方式> <発電・小売親会社方式>



(出典: 経済産業省)

安定供給を大前提に、求められる中立性

地域独占の垂直統合体制は、終戦後の成長期に大規模な電源開発と安定供給を可能にした。発電・送配電・小売りの一貫経営から培った管轄地域内の高い系統運用能力は、日本の誇りであっただろう。

ところが1990年代に急激な円高を受けると、内外価格差から公共料金の高コスト構造に批判が集まり、規制緩和が段階的に始まった。さらに2011年の東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所事故を機に、既存の電力システムの限界が露呈して包括的な改革に至った。代替電源の普及拡大やそれに伴う需給調整、供給範囲の強化には、広域系統運用と新規参入者を公正に結ぶ中立した送配電網が欠かせない。つまり、送配電網を有する大手電力会社は、自社の売電や接続を優先できなくなった。

行為規制と資本関係の矛盾

大手電力会社から『法的分離』した送配電会社は、両社の人事関係や情報管理を行為規制される。一方で、親会社との資本関係は『持株会社方式』または『発電・小売親会社方式』で維持する。前者はグループ会社の位置づけで他部門と対等な関係に置かれ、後者は子会社の位置づけで影響を受けやすい。

資本関係が続く限り独立性は担保されず、大手電力会社が優位な構図は続くのか。開放の進行によっては、資本関係を解消する『所有権分離』や、系統運用を独立機関に委ねる『機能分離』へ切り替える選択肢もある。不正を取り締まるには、監視機関も政府からの独立性を保証された立場でなければならない。

まとめ

電力システム改革は、終わっていない。各送配電会社による今後の運用次第で、事業者への行為規制は厳しくなっていくだろう。しかしながら、不正取引を抑制する監視機関の厳格化ばかりが本質ではない。目を向けるべきはその先の目的である、市場の健全な活発化と再生可能エネルギーを含む分散型電源の拡充である。

2021年には、需給バランスの調整電源を広域調達・運用する需給調整市場の開設と、託送料金制度の見直しが予定される。送配電網への公平なアクセスで、送電広域化と配電分散化が効率的に進めば電力市場の未来は明るい。

参考:電力システム改革関連の経緯

年	内容
1993	総務庁(当時)のエネルギーに関する規制緩和への提言
1995	電気事業法改正(31年振り)
1999	電気事業法改正(特別高圧の小売り部分自由化)
2003	電気事業法改正(高圧の小売り部分自由化、会計分離)
2011	東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所事故および首都圏計画停電
2012	資源エネルギー庁に電力システム改革専門委員会設置
2015	改正電気事業法成立、電力広域的運営推進機関設立、電力・ガス取引監視等委員会設置
2016	電力小売り全面自由化
2019	台風19号にて千葉の停電長期化
2020	送配電部門の法的分離
2121(予定)	需給調整市場開設、託送料金制度見直し

発送電分離の3類型



注) 所有権分離や法的分離において、送電子会社のみを分離し、発電部門と小売り部門は一体のままというケースもある。

(出典: 自然エネルギー財団)

参照・引用資料

- 経済産業省・資源エネルギー庁、『エネルギー白書2020』, 2020年6月
(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2020pdf/>)
- 自然エネルギー財団、『電力システム改革に対する提言』, 2020年5月
(<https://www.renewable-ei.org/activities/reports/20200514.php>)

本レポートに掲載された内容は作成日における情報に基づくものであり、予告なしに変更される場合があります。

本レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明・保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負わないものとします。株式会社サティスファクトリーは、本レポートの配信に関して閲覧した方が本レポートを利用したこと又は本レポートに依拠したことによる直接・間接の損失や逸失・利益及び損害を含むいかなる結果についても責任を負いません。

また、本件に関する知的所有権は株式会社サティスファクトリーに帰属し、許可なく複製、転写、引用等を行うことを禁じます。